

子ども・子育て支援金制度の趣旨

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度より開始

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う（子ども・子育て支援法）

社会保険制度は、社会連帯の理念を基盤にしてともに支え合う仕組みである。子ども・子育て支援金制度もこうした連帯によって、将来を担う子どもたちや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える仕組みであり、支援金は保険料と整理される。

医療分
(療養の給付等分)

+

支援金分
(後期高齢者
支援金分)

+

介護分
(介護納付金分)

+

子ども・子育て
支援金分
(支援納付金分)

子ども・子育て支援金制度

こども家庭庁資料
に加筆

2

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



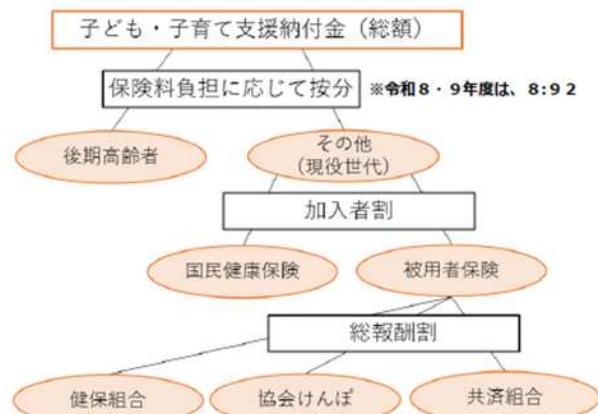
【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。



2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。

※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。

- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計

子ども・子育て支援金に関する試算 (医療保険加入者一人当たり平均月額)

3

こども家庭庁資料
からの抜粋

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

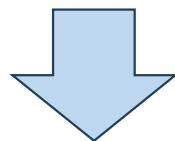
長野市が納付する支援納付金の見込み額と必要な保険料

$$\boxed{\text{月額平均 } 250\text{円}} \times 12\text{カ月} = \boxed{\text{年額 } \text{一人}3,000\text{円}}$$

令和 7 年度 平均被保険者数 60,080人

$$3,000\text{円} \times 60,080\text{人} = 180,240,000\text{円}$$

約 1 億 8 千万円を支援納付金として納付する（県に支払う）見込み



$$\text{令和 6 年度の現年収納率} 94.23\% \text{ を考慮すると} \\ 180,240,000\text{円} \div 0.9423 = \boxed{191,276,663\text{円}}$$

約 1 億 9 千万円が保険料調定額として必要となる

長野市の保険料の計算基礎

	所得割 (賦課標準額に対してかかるもの)	均等割 (加入者一人ごとにかかるもの)	平等割 (一世帯当たりにかかるもの)	一世帯当たり 年間限度額
①医療分 加入者全員が負担	8.2%	17,760円	19,680円	66万円
②支援金分 加入者全員が負担	2.8%	6,240円	7,560円	26万円
③介護分 40~64歳の加入者が負担	2.6%	8,760円	7,080円	17万円
④子育て支援分 19歳以上の加入者が負担	○.○%	○○円	○○円	○○万円

この部分を今回、設定する。

第二次財政健全化計画に基づき、
今回は据え置きとしたい。

限度額は
国から示
される

子育て支援分の試算

試算 1

保険料率	金額
所得割 0.3%	112,126,323
均等割 1,200	64,980,850
平等割 1,440	51,776,184
①合計	228,883,357

試算 2

保険料率	金額
所得割 0.3%	112,126,323
均等割 1,440	77,361,324
平等割 1,200	43,039,090
①合計	232,919,737

前提条件

- ・応能分（所得割）と応益分（均等割及び平等割）の割合は50:50が標準
- ・均等割と平等割は近い金額とし、12カ月×10期の120円で割り切れる金額を設定
- ・賦課限度額は仮に5万円で設定

6

②軽減額

33,831,402

③限度超過額

5,176,103

年間保険料

①-②-③

189,875,852

メリット

2人以上世帯の負担が軽くなる

デメリット

必要な保険料に若干足りない

②軽減額

34,668,481

③限度超過額

5,303,346

年間保険料

①-②-③

192,434,320

メリット

必要な保険料が確保できる

デメリット

2人以上世帯の負担が重くなる

子育て支援分のモデルケース

7

★低所得世帯に対する軽減
前年の所得に応じて均等割と平等割
が7割、5割、2割軽減される

モデル世帯①
7割軽減該当

・65歳以上単身世帯 ・所得額 43万円（年金収入 約153万円）

	一人当たり 年額（円）	一世帯当たり 年額（円）
試算 1	790	790
試算 2	790	790

モデル世帯②
5割軽減該当

・40歳代単身世帯 ・所得額 65万円（給与収入 約130万円）

	一人当たり 年額（円）	一世帯当たり 年額（円）
試算 1	1,980	1,980
試算 2	1,980	1,980

子育て支援分のモデルケース

モデル世帯③
2割軽減該当

- ・60歳代2人世帯　・夫65歳 所得 130万円（年金収入 約240万円）
- ・妻64歳 所得 50万円（年金収入 約110万円）

	一人当たり 年額（円）	一世帯当たり 年額（円）
試算 1	2,945	5,890
試算 2	3,040	6,080

モデル世帯④
軽減非該当

- ・40歳代夫婦と子ども（小学生）2人世帯
- ・夫 自営業 事業所得 400万円　・妻所得なし
- ・子ども2人は均等割がかからない

	一人当たり 年額（円）	一世帯当たり 年額（円）
試算 1	3,638	14,550
試算 2	3,697	14,790